

# 屋外広告物を設置した場合には

## 管理義務

屋外広告物を設置する際には

**広告主・所有者・管理者に管理義務が発生**します。

千葉県屋外広告物条例第12条の2の規定により、当該広告物等に関して、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

## 許可の表示

許可を受けた際には

交付された**証票のちょう付**または**許可印が押印されたものの表示**をしなければなりません。

## 除却義務

許可の有効期間が満了する際には

**更新**または**除却**をしなければなりません。

## 許可の更新

## ＝ 広告主・所有者・管理者の皆さまへ... ＝

安全上適正な設置及び管理を行わずに倒壊・転倒した屋外広告物により、第三者に危害を及ぼしてしまうおそれがあることをご留意いただき、**広告物等の管理について把握・徹底**を図っていただきますようお願いいたします。

なお、放置されている屋外広告物は**違反広告物に該当**し、千葉県屋外広告物条例に基づき、**50万円以下の罰金**または屋外広告業の登録の**取消し**の措置をとる場合があります。

千葉県では、県内市町村において「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を無料で配布しております。当該市町村にてお求めください。

なお、国土交通省HPにおいてもPDFデータにて掲載しており、ダウンロードいただけます。